

健康第 1254 号  
令和 3 (2021) 年 2 月 4 日

各関係団体等の長 様

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長

業界団体に対する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策徹底の周知について（依頼）

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から特段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

さて、国においては、2月7日をもって、本県を緊急事態措置の実施区域から除外することを決定したところです。

しかし、新規感染者数は大きく減少してきているもののまだ特定警戒のレベルにあり、医療提供体制への負荷は依然として厳しい状況にあります。

このため、本日開催した第 46 回栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、2月8日以降の対応について「栃木県医療危機警報」を発し、県民・事業者の皆様へ、基本的な感染防止対策のほか、日中を含めた不要不急の外出自粛や飲食店の営業時間短縮、テレワークの推進などについて、協力を求めることといたしました。

つきましては、貴団体員等に対し、これまでの感染防止対策の徹底に加え、別添「警戒度レベル『特定警戒』における対応」について周知していただきますよう御協力をお願いいたします。

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局  
栃木県新型コロナウイルス生活相談センター  
TEL 028-623-2826